

豊頃町立学校における
働き方改革推進プラン

令和3年4月改定

豊頃町教育委員会

I はじめに

人工知能（A I）やビッグデータ、Internet of Thing（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化したSociety5.0時代が到来しつつある中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い人々の行動・価値観が大きく変化しているなど、学校を取り巻く環境が複雑化・多用化し、求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められています。

こうした中、学校現場において教育職員は日々子どもたちと向き合い、献身的な努力を重ねているところですが、一方で教育職員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは子どもたちの学びを支える教育職員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にもかかわる重大な問題となっています。

国や北海道教育委員会（以下「道教委」という。）においては、平成29年12月に文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」を公表したほか、平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、道教委が「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を公表するなど、教育職員の働き方改革に向けた取り組みを推進しているところです。

令和元年度に道教委が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、小学校で12.4パーセント、中学校で38.5パーセントの教育職員が週60時間以上勤務しているという結果が明らかとなり、教育職員の多忙化が解消されていない状況にあります。豊頃町においても同様の傾向があるものと認識しています。

こうした状況を踏まえ、この度、豊頃町教育委員会（以下「町教委」という。）は、学校現場の業務改善に向けた取り組みに関して、校長会及び教頭会と協議し道教委の取り組みを参考にしながら「豊頃町立学校における働き方改革推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定し、教育職員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図ることとしました。

1 推進プランの性格

- ・ 本プランは、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年(2020年)文部科学省告示第1号）第2章第2節（1）に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第8条及び豊頃町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年豊頃町教育委員会規則第1号）第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。
- ・ 本プランについては、今後の国及び道教委の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

2 学校における働き方改革取り組みの方向性

- (1) これまでの働き方を見直し、教育職員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教員人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるといふ働き方改革の目指す理念を共有しながら、取り組みを実行する。
- (2) 学校はもとより、町教委、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもたちと向き合う教育職員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

3 推進プランの目標及び期間

「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』（第2期）」（令和3年4月1日施行）に基づき、令和5年度までに取り組む目標を次のように設定する。

(1) 目標

教育職員の在校等時間から豊頃町立学校管理規則で定める勤務時間等を減じた時間（時間外在校等時間）を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とすることを旨とする。

※ 「目標」に掲げる上限時間は、VIの（2）の②と同一。

※ 「時間外在校等時間」は、VIの（2）の②と同一。

(2) 重視する視点、重点的に実施する取組

【重視する視点】

個の“気付き”

現状分析を踏まえて各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践。

チームの“対話”

真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践。

地域との“協働”

働き方改革の趣旨と取組に対する、保護者や地域住民の理解と協力を醸成。

【重点的に実施する取組】

- ① 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ② メンタルヘルス対策の推進等
- ③ 働き方改革手引「Road」の積極的な活用
- ④ ICTを積極的に活用した業務等の推進
- ⑤ 部活動休養日等の完全実施
- ⑥ 地域との協働の推進による学校を応援・支援

4 取り組みの検証・改善

毎年度、校長会や教頭会との議論を通して取り組みを検証し、検証結果並びに国及び道教委の学校における働き方改革の動向を踏まえた新たな取り組みの追加や、効果が見られない取り組みの見直しなど、取り組みの改善を行う。

5 保護者や地域住民等への理解促進

教育職員の長時間労働を改善し、教育職員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきと勤務できる環境を整備することが、学校教育の質の向上に繋がる。教育は、学校・家庭・地域が連携協力して進めなければならない。その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取り組みについて、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要がある。

このため各学校においては、保護者や地域住民等に対して、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るために、業務改善や教職員の働き方改革について学校評価に明確に位置づけるとともに、町教委においても、豊頃町PTA連合会と連携を図りながら保護者や地域住民等への普及啓発を進める。

6 具体的な取り組み(考え方)

- (1) これまで実施してきた取り組みの更なる徹底
- (2) 学校全体の業務改善の取り組みの推進
- (3) 個々の教職員の在校等時間縮減に関する意識啓発
- (4) 教職員のメンタル面を含めた健康への配慮
- (5) 児童生徒に対する教育面の波及効果への配慮

II Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

1 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- (1) 学校に配置している特別支援教育支援員の維持・拡充に努める。また、必要に応じて道教委によるスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の派遣支援を活用する。

2 ICTの活用促進等

- (1) 全教職員に1人1台整備している校務用パソコンを活用し、情報の共有化や業務の効率化を図る。また、道教委等関係機関が提供する教材や資料を効果的に活用する。
- (2) 教職員の校務負担を軽減し、学校経営の改善を図るため校務支援システムの導入を検討する。
- (3) 保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティースクール」運営の円滑化を図り、学校を応援・支援する効果的な学校運営協議会の体制づくりに努める。

3 働き方改革手引「Road」の積極的な活用

- (1) 働き方改革手引「Road」を各学校で積極的に活用するよう促す。
- (2) 各学校において、働き方改革の取組がどの程度進んでいるのかを検証するチェックリスト（働き方改革手引「Road」第7章に掲載）を活用するよう促す。
- (3) 教職員が本来の業務に専念できる環境の整備に向け、業務の効率化や集約化の検討を積極的に進める。

III Action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減

1 部活動休養日等の完全実施

生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教育職員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の実施に向けた取り組みを進める。

- (1) 部活動休養日の実施
 - ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上休養日とする。）こと。
 - ・ 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。
 - ・ 学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること。
- (2) 部活動の活動時間
 - ・ 活動時間は、長くとも平日で2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすることし、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取り扱いの詳細については、「豊頃町立学校に係る部活動の方針」による。

2 外部指導者の活用等

- (1) 学習活動の充実と技術指導面や精神面における教育職員の負担軽減を図るため、外部指導者に協力を得るなど、人材の活用を推進する。（中学体育授業で外部人材活用を実施）
- (2) 複数顧問を配置し、交代で指導や安全管理を行うなど、在校等時間縮減に繋げる取り組みを推進する。

IV Action3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

- 1 週1日(月曜日)の定時退勤日や年2回以上の在校等時間縮減強化週間を設定する。
- 2 夏季休業期間中の特定の3日間(8月15日前後)及び年末年始(12月29日～翌年1月3日)の休日6日間を学校閉庁日として設定する。
- 3 週休日等の振替や変形労働時間制などの制度を積極的に活用する。
- 4 管理職を対象としたマネジメント研修を実施する。
- 5 人事評価の面談において管理職が教職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、在校等時間が多い教職員の業務の進捗を把握し、改善・見直しや仕事の進め方、健康管理等に対する指導・助言を継続し、教職員自ら考えて主体的に働き方改革を進めるよう促す。
- 6 学校における労働・安全衛生の取り組みを支援する。
- 7 様々な機会を通じ、管理職が自ら勤務時間を意識するように促し、各学校での在校等時間縮減に向けた取り組みを促進する。
- 8 教育職員と事務職員との間での一層の業務の連携により業務を見直し、事務機能の強化と業務の平準化・効率化を推進する。
- 9 教育職員定数改善や加配制度の充実等について、国や道教委に対する要望を継続して行う。
- 10 学校における働き方改革について、保護者や地域住民等の理解促進を図る。

V Action4 教育委員会による学校サポート体制の充実

- 1 **調査業務の見直し**
教職員の事務の負担軽減のため、調査業務の見直し・精選を図り、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中しないよう取り組む。
- 2 **勤務時間等の制度・改善の活用**
変形労働時間制・休憩時間に関わる制度改正、週休日の振替に関わる勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における勤務時間の割り振り変更などの制度の有効な活用を促すとともに、出退勤管理システムの導入や留守番電話機能の活用を検討する。
- 3 **メンタルヘルス対策の推進**
ストレスチェック制度導入に関わり、全ての教職員参加の周知を図る。
- 4 **学校行事の精選・見直し**

各学校に対して文部科学省が提示する取り組み例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取り組みを推進するよう促す。

5 学校の組織運営に関する見直し

学校に設置されている委員会等について、類似の内容を扱う委員会についての合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を促す。

6 少年団活動における児童の発達段階に応じた指導や教育職員の負担軽減

少年団活動の指導にかかわる教育職員についても、関係団体に対し部活動指導休養日の取り組み内容や、日本スポーツ少年団の活動の基本的な考え方を踏まえた在り方の理解促進を図るとともに、指導に関わっている教育職員の負担の軽減、在校等時間の縮減を図るため、部活動休養日等に準じた取り組みについて理解の促進を図る。

VI 町立学校の教育職員の在校等時間の上限について

- ・ 町教委は、次に定める業務を行う時間を上限の範囲内とするために、業務の削減や勤務環境の整備を進める。
- ・ 各町立学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とする。

(1) 対象者

給特条例第2条第2項に規定する教育職員を対象とする。

(2) 業務を行う時間の上限

① 「勤務時間」の考え方

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とする。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として校長が外形的に把握する時間。

イ 町教委等が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

エ 休憩時間

② 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1か月の時間外在校等時間 45時間

イ 1年間の時間外在校等時間 360時間

③ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、上記②の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1か月の時間外在校等時間 100時間未満

イ 1年間の時間外在校等時間 720時間

ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間80時間

(3) 町教委が行う措置

- ① 町教委は、教育職員の在校時間をICTの活用などにより客観的に計測し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測する。

また、計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。

- ② 町教委は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意する。

ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導の実施に努める。

イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。

ウ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施する。

エ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得することを含めてその取得を促進する。

オ 心身の健康問題についての相談に応じる。

カ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせる。

Ⅶ 終わりに

教育職員の長時間勤務の実態は看過できない状況であり、教育の質の確保のためにも、保護者や地域を含め子どもたちの教育に携わる全ての関係者がこうした実態を共有し、改革に向けて取り組むことが求められています。

町教委は、この整理した事項のうち、できることは直ちに行うほか、検討が必要なことについては関係部署等と協議のうえ具体化してまいります。

また、今後も必要に応じて学校現場の業務改善に向けた取り組みを推進します。